

中小企業の資金繰りに係る支援策の拡充に関する意見書（案）

国の中小企業の資金繰りに係る支援策の縮小が相次いでいる。

金融庁は、金融機関が中小企業等の借り手の申込みに対し、貸付条件変更等を行うよう努めることなどを内容とする、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の期限の延長を、平成25年3月末までとしている。同法を活用した貸付条件の変更申請における中小企業者の申込実績は、法施行時から平成24年3月末時点までで308万7,186件に上り、申込みに対する実行率も、件数、金額とも90%を超えており、同制度が終了した場合、中小企業に与える影響は大変に大きい。

また、リーマン・ショック後、大幅に緩和してきた雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件の厳格化に加え、中小企業向け融資で信用保証協会が100%保証するセーフティネット保証（5号）についても、原則全業種指定の運用を改め、対象業種の絞り込みを行うとされている。

これら、中小企業の資金繰りに係る支援策の縮小が進めば、中小企業の経営危機を招き、地域の雇用と経済に多大な影響を与えることになる。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、中小企業の資金繰りに係る支援策の拡充を図るよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月 日

東京都議会議長 中 村 明 彦

衆 議 院 議 長	}	宛て
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
総 務 大 臣		
厚 生 労 働 大 臣		
経 済 産 業 大 臣		
金 融 担 当 大 臣		